

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

佐 賀 県 知事殿

平成 年 月 日

（一級）建築士事務所（佐賀県）知事登録第 号

名 称

..... 株式会社 一級建築士事務所

所在地 佐賀市城内1 - 1 - 59

..... 電話 0952 (25) 7165 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

株式会社 代表取締役 城内 次郎 印

〔記入注意〕建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

法人の場合は、
代表者印を押印
してください。
個人の場合は、
個人印を押印し
てください。

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士、木造建築士及び建築管理士	登録番号	をた府名級土木建築場録け道 二築は建の登受都県(建又造士合)	建築士法第22条第1号第3号に定められた日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合、その旨	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の交付番号	建築士法第24条第5号に定められた日
<p>管理建築士を含め所属している建築士全員を記載してください。</p> <p>(当該年度に退職された方については、 年 月退職等と記載してください。)</p> <p>講習を受けて年月日の記載について記載するのは、次の講習です。</p> <p>建築士法第22条第1号 一級建築士定期講習 第2号 二級建築士定期講習 第3号 木造建築士定期講習 第4号 構造設計一級建築士定期講習 第5号 設備設計一級建築士定期講習</p>							
計				<p>一級・二級・木造建築士免許を複数所持している方は、上位免許の集計覧にのみ記載してください。</p> <p>(例えば、一級・二級お持ちの方は一級の欄に記載してください。)</p> <p>一級建築士免許、構造設計一級建築士免許及び設備設計一級建築士免許を複数所持している方は、それぞれ集計欄に記載してください。</p>			
計				<p>一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士</p> <p>名 名 名</p>			

